

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 休会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）が制定した「会員規程」、および「会費規程」を補充するものとして、会員の休会の場合の取扱を定めるものとする。

(休会の要件及び資格)

第2条 当学会の会員で、海外留学、海外勤務、出産・育児、健康上の理由などにより、当学会の会員としての活動ができない場合は、第3条の手続を行い、理事会の承認を得た場合には、本規程に基づいて休会会員となる。

- 2 休会期間中、休会会員の会費は免除する。ただし、納入済みの年会費は返金しない。
- 3 休会期間中、休会会員は、以下の場合を除き、会員たる資格を失わない。
 - (1) 機関誌の購読権を有しない
 - (2) 会員履歴年数には算入しない
 - (3) 協議員および役員資格申請に必要な期間計算に参入しない
 - (4) 協議員および役員の選挙権、被選挙権を有しない
 - (5) 当学会が主催するセミナー、学術集会への参加費用は非会員価格とする

(休会手続)

第3条 休会会員となろうとする会員は、当学会の定める休会届に必要事項を記載のうえ、当学会事務局に提出しなければならない。

(休会期間)

第4条 休会の期間は原則として3年とする。

ただし、当初申請された期間よりも休会期間が延長となった休会会員は、その理由を明記のうえ、再度休会申請することにより、合計5年間を上限として休会期間を延長することができる。

(復会)

第5条 休会期間を終了した休会会員は、すみやかに復会届に必要事項を記載のうえ、当学会事務局に提出し、会費を納入しなければならない。

- 2 休会期間終了後1ヶ月以内に延長手続きが採られない場合は、休会会員は休会期間満了日に当然に復会したものと見做される。

(役員等の休会)

第6条 役員（理事・監事）が第3条の休会届出を提出した場合には、役員の辞任を申し出たものと見做す。

(規程の変更等)

第7条 この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. この規程は、2020年11月4日より実施する。